

第3号

1999(平成11)年3月20日発行

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 緑間 榮

〒901-2701 宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111、内線1321-1322 直通098-893-9023

法政研の目指すもの



副所長（法学部教授） 山城 将美

発足間もないわが法政研の進むべき方向について改めて考えてみたい。

法政研設立の目的は、沖縄における法的・政治的問題に学問の光をあて、一定の提言をしていくことにある、と設立の趣意書はうたっている。この場合、沖縄の置かれた文化的・地理的・歴史的位相をしっかりと把握することがすべての前提とななければならないことはいうまでもない。

ところで、沖縄には、政治的問題点は両の手にかかえきれない程たくさんあるが、沖縄独自の法的問題点というものが果たして一般的にあるのか、ということが法政研の設立が構想された頃大いに議論されたものである。法律は、国家の立法府によって制定され、全国共通のものとして施行されるものであって、一地方にだけ適用される法律が制定されるのは例外の場合である（憲法95条参照）。そして、最近の特措法なども実質的にはその例外の一つであることは周知の通りである。しかもしも、法政研の研究対象が、例えばこの特措法をも含めて、沖縄に関わる個々の法律に限定されるとすれば、われわれの活動領域は極めて狭小なものとならざるをえない（特措法の問題点が沖縄だけに関わるという意味では無論ない、念の為）。

しかし、法政研に求められている期待される未来像は、このように狭小なものではない。沖縄の地にしっかりと根を下ろした上で、沖縄発の法と政治に関する研究の発信基地になるということである。そして、発信先は、日本全国はもちろん、アジア諸地域にまでその視野を広げていかなければならぬ。

法政研が、今の時代に有効な提言をしていくことは無論重要なことではあるが、そのことで学問の成否が定まるものではない。10年後、20年後を見据え、後世の批判に耐え得るだけの洞察力が要求されている。高い山は裾野が広い。われわれは、法政研の中にあって、それぞれの足元を深く広く掘り下げ、視野をひろげていこう。時代が進むとともに、やがて法政研の存在意義がいぶし銀のように光を増していくような、そのような法政研を目指そうではないか。

(やましろ まさみ)